

[治験薬に関する内容]

治験薬の運搬について

開発途中の治験薬は、下記条件を満たした場合に限り機内へお持込みまたはお預かりができます。

[条件]

- ① 治験薬であることがわかる書類をお持ちであること。
- ② 外装容器に放射性薬品であることを示す「三つ葉マーク」が表示されていないこと。
- ③ 航空法で定められた保安検査基準(※)を満たしていること。

※液体の治験薬をお持込みされる場合は、液体物検査または開被検査を実施させていただきます。

外装容器を開封することができない場合は、お持込みまたはお預かりをお断りさせていただく場合がございますので予めご了承ください。

[保安検査]

治験薬の種類	お持込みの場合	お預けの場合
液体	X線検査、液体物検査	X線検査
固体	X線検査	X線検査

治験薬のお持込みまたはお預かりに際しましては、保安検査や確認に時間がかかることがありますので、お早めにお越しください。